

令和8年度 豊島区立朝日小学校 いじめ対策基本方針

1. いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの児童にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取り組んでいくことが必要である。

そのために本校では、いじめの未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有し指導力の向上を図るとともに、児童からの声を確実に受け止め、児童が安心して学校生活を送ることができるようにする取り組みを徹底していく。また、いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校作りに取り組んでいく。さらには、保護者・地域・関係機関と連携を図り、社会全体でいじめ防止に全力で取り組んでいく。

2. いじめ問題への具体的な取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

いじめの未然防止に取り組むために、いじめを生まない、許さない学校体制を築いていく。そのために、全教科・全領域、日常の生活においても道德教育・人権教育の充実を図る。

① 「いじめに関する授業」の実施

- 児童がいじめについて考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、道德の時間等で年に3回以上「いじめに関する授業」を実施する。

② 「いじめに関する講話」の実施

- 全校朝会や集会等の講話を通して、いじめがいかに人の心を傷つけるかを考えさせ、日頃の自分の行動や言動を振り返るようにする。

③ 自尊感情や自己肯定感を高める取り組み

- 授業や朝の会、帰りの会、行事後の振り返り等で、互いに認め合う活動を日常的に行う。

④ 「いじめ防止に関する校内研修」の実施

- 「いじめ防止教育プログラム」を基にして、いじめ対策基本方針の周知に関する研修や、児童の自尊感情や自己肯定感を高める研修など、年3回の校内研修を実施する。

(2) 早期発見のための取り組み

いじめを早期発見できる学校体制を整備する。そのために、児童の日常生活からいじめの兆候を素早く察知し、児童からいじめに関する情報を確実に把握できるようにしていく。

① 登校時の校門・玄関での観察、朝の会の健康観察、休み時間の様子の見取り等

- 日常と比べて異変に気付いたとき、管理職と生活指導主任に報告するようにする。

② スクールカウンセラーによる全員面談の実施

- 全学年で年3回の全員面接を行い、児童が困っていることを把握するとともに、児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくる。

③ アンケート調査の実施

- 年3回のいじめアンケート調査を実施し、困っていることを書いた児童に対しては、担任がかならず聞き取りを行って不安の解消に努めるとともに、全ていじめ対策委員会で報告する。

④ 不登校・いじめ対策委員会の開催

- スクールカウンセラーによる観察結果、いじめアンケートによる調査結果、ICheckの結果をもとにいじめ対策委員会を開催し、学級ごとにいじめの兆候がないかを検討する。
- 本人がいじめと感じている（困っている）案件に対しては、対応策を決定し、全職員で対応に当たる。毎月、不登校・いじめ対策委員会を開き、改善状況を確認し、改善案を検討していく。

⑤ 毎週水曜日に生活指導夕会の実施

- 児童の様子や人間関係等について情報交換し合う。

⑥ ICheckの活用

- 児童の学校生活における児童生徒の意欲や満足感、および学級集団の状態について把握し、情報共有する。

(3) 早期対応のための取り組み

① 「不登校・いじめ対策委員会」による対応方針の策定と役割分担

- いじめを把握した場合、緊急に委員会を開催する。対策方針を検討し、被害児童への支援、加害児童への指導、周囲の児童への対応について、教職員の役割を明確にする。

② 被害児童への支援

- 被害児童の安全確保のために、状況を細かく把握し、夕会などで教職員が情報を共有する。複数の教員による毎日の声かけや、場合によっては登下校時の付き添いも行う。
- 状況に応じては、別室登校を実施するなど、緊急避難措置を講ずる。また、被害を受けたことによる心理的ストレスを軽減するため、スクールカウンセラー等を活用し、児童や保護者の心のケアを行う。

③ 加害児童への指導

- 加害児童を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、担任による指導だけでなく、「いじめ対策委員会」が中心になって組織的・継続的に児童の状態を観察し、全教職員による指導を徹底する。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、加害児童にも心のケアを実施する。

④ 保護者への連絡と支援・助言

- いじめが確認された場合は、事実関係等を確認し、早急に保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認のため行った聞き取り等の調査から判明した情報を、適切に提供する。

⑤ いじめを伝えた児童の安全確保

- 勇気をもって教員等にいじめを伝えた児童を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守り、積極的な声かけ、登下校時の付き添いなど、いじめを伝えた児童の安全を確保するための取り組みを徹底する。

(4) 「重大事態」への対処 ((3)の①～④に加えて)

「重大事態」…・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあるとき。
・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
(いじめ防止対策推進法 第28条)

① 教育委員会への報告

- 事態が深刻な場合には、速やかに教育委員会へ報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査を行う。

② 警察・児童相談所等との連携・協力

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認めるときは、速やかに警察や児童相談所と連携して対応する。

③ 懲戒権の適切な行使

- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、加害児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

3. 不登校・いじめ対策委員会の設置

(1) 構成 … 校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、当該児童の担任、スクールカウンセラー

(2) 目的 … ・いじめを早期に発見する。
・いじめに関する情報を得たとき、当該組織が中心になって、速やかに事実関係を把握し、対策を協議し、組織的に対応する。

(3) 委員会の開催 … 毎月、開催するとともに、4月、9月、1月に行ったアンケートをもとに担任の聞き取りとカウンセラー面接、アンケート結果をもとに情報を分析・共有し、対応にあたる。上記の月以外でも、いじめの前兆を察知した場合は、すぐに開催する。

(4) 年間計画

いじめ防止校内研修	4月、9月、2月
スクールカウンセラーによる全員面接	5月、11月、2月
いじめアンケート調査	6月、11月、2月
いじめ対策委員会	6月、11月、2月

(5) いじめ対策委員会の役割

